

A 5-3

産業廃棄物処理におけるマニフェスト分類の実態と 施設設置手続き長期化に関する研究

○ (正) 藤原孝¹⁾、(正) 松藤敏彦¹⁾

1)北海道大学

1. 背景と目的

産業廃棄物は、法で定める20種類のいずれかに分類され、マニフェスト制度により排出から処理までを管理されている。処理業の許可は、処理方法ごとに廃棄物の種類を予め定めることとなっている。しかし、分類の判断が自治体により異なる場合があり、複数の自治体をまたがって処理する際に発生側と処理側でマニフェストの分類が変わることにより、処理が行えない等の問題が生じている¹⁾。

また、処理施設設置の際には都道府県知事等の許可が必要となり、図1に示すように法の手続きが定められている。しかし、法手続きの前に都道府県、政令市が条例等により事前手続きを設けており、その長期化によって費用の増加、最新設備の導入ができない、ビジネスチャンスを逃すなどの問題が生じている¹⁾。

本研究では、以上の問題について、①分類の問題点を明らかにし、改善策を提案すること、②手続き長期化の現状を明らかにすることを目的とした。

2. マニフェスト分類に関する問題

(1) 方法

札幌市内の産廃処理業者の平成23年度マニフェスト実績データ48261件分を分析した。データには、排出事業者、廃棄物分類、処理方法、廃棄物量などのほか、廃棄物の特徴を示す固有名称（浄水場発生汚泥、グリストラップ等）がある。これらの中から、発生量が多く、処理の多様な廃棄物について、上記固有名称、排出事業者などの情報を用いて、関係を分析した。以下では、汚泥と廃プラスチックを例として説明する。

(2) 汚泥・廃プラスチック

汚泥は、札幌市が指定する分類の中で、下水汚泥、上水汚泥、建設汚泥、その他汚泥のように細かく分けられ、表1のように処理されている。下水汚泥の内容は、下水処理施設・ポンプ場の沈砂池において除去される夾雑物（水系スクリーンかす）、沈殿除去される沈砂、汚泥処理の際の夾雑物である汚泥スクリーンかすの3種類で、

「汚泥」の名称からは想像できないものであった。下水汚泥そのものは、市のパイプラインで直接市が保有する汚泥焼却施設へ送られている。スクリーンかすは紙やプラスチック、沈砂は「土」である。土砂や凝集剤からなる上水汚泥、建設工事に伴って排出される建設汚泥、道路清掃汚泥は、いずれも無機汚泥である。

廃プラスチック類は表2のように、廃塗料、廃フィルター、発泡スチロール、廃ウレタン、廃タイヤ等、内容はさまざまである。そのため焼却以外に、資源化を目的とした破碎や選別が行われている。

3. 施設設置事前手続き長期化の問題

(1) 条例、要綱の調査

事前手続きを定める都道府県の条例、要綱等を用いて規定内容の違いを調査した。東京都は事前手続きを定めておらず、神奈川県は不明であったため、45都道府県を対象とした。条例によって規定しているのは13都道府県であり、要綱等によるのが36府県である。

手続き内容と順序は都道府県により異なる。表3に主要な手続き間のクロス集計を示す。表中Dの生活環境影響調査（アセス）とは、処理施設設置の際に義務付けられている、調査項目を限定した簡易的な環境アセスメントである。A事前協議書、B関係者意見聴取、C住民説明会、D生活環境影響調査、E、協定の締結は2/3以上の都道府県で行われている一般的な手続きであり、F同意等取得は約半数となっている。G現地調査、H専門家意見聴取を行うのは少数となっているが、Hが少ないので、法手続きで同様の手続きを行なうためであると考えられる。

【連絡先】〒060-8628 札幌市北区北13条西8丁目 北海道大学大学院工学研究院 環境創生工学部門

松藤敏彦 Tel: 011-706-6827 FAX: 011-706-6827 e-mail: matsuto@eng.hokudai.ac.jp

【キーワード】 産業廃棄物、廃棄物分類、施設設置手続き、事前手続き

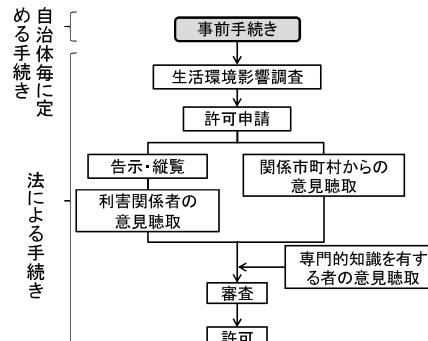


図1 施設設置に係る手続き

表1 汚泥の内容と処理方法

種類	廃棄物の内容	処理方法
下水汚泥	水系スクリーンかす	洗浄後、焼却または埋立
	沈砂	洗浄後、造粒固化または埋立
	汚泥スクリーンかす	焼却
上水汚泥	浄水場発生汚泥	埋立
		コンクリート固化
建設汚泥	泥土	脱水
		造粒固化
その他汚泥	道路清掃汚泥等	脱水後、改質または造粒固化
	有機汚泥等	乾燥後、堆肥化
	油泥等	焼却

表2 廃プラスチック類の内容と処理方法

廃棄物の内容	処理方法
廃プラスチック、廃塗料、廃フィルター等	焼却
硬質プラスチック	破碎
汚れが少なく塩ビ系でないプラスチック	破碎・圧縮
汚れの少ない発泡スチロール	溶融・固化
廃ウレタン、廃タイヤ	選別

表3 都道府県毎の手続き内容

	A	B	C	D	E	F	G	H	都道府県数
A 事前協議書等	44	38	32	28	27	23	18	14	
B 関係者意見聴取		38	30	23	24	19	16	14	
C 住民説明会			33	22	25	14	13	14	
D 生活環境影響調査				29	19	15	10	10	
E 協定締結					28	13	12	10	
F 同意等取得						23	12	7	
G 現地調査							18	7	
H 専門家意見聴取								14	

表中の手続きの他に、「事前相談」がある。これは事前協議の前に、自治体担当者との間で行われる事務手続きのことである。

(2)処理業者へのアンケート

全国産業廃棄物連合会の協力を得て、処理業者である会員 106 社を対象にアンケートを送付した。

アンケートの質問内容は、施設概要、主要な事前手続き内容と期間、事前相談の有無と期間、最も苦労したこと、の 4 つとした。

手続きの区分には、新設と変更がある。回答があったのは焼却施設 5 (新設 4、変更 1)、破碎施設 5 (新設 4、変更 1)、中和施設 1 (新設)、最終処分場 14 (新設 3、変更 11) の合計 25 施設であった。

事例毎の手続き全体にかかる期間を図 2 に示す。焼却施設は 1~5 年であり、中和施設、破碎施設では 1~2 年であった。最終処分場は多くは 1~4 年であるが、9 年もかかる施設もある。これらは、全て建設を開始するまでの期間であり、短いものでも 1 年、長いものになると 9 年と、手続きに長期間を要していることがわかる。また、変更の場合であっても長期間を要している事例が多く見られる。

主要な手続きのうち、長期間を要している事例が多く見られたのは事前相談、アセスに関する手続きである。それぞれが長期化した理由は、以下の通りである。

1)事前相談（表 4）

計画の見直しとしては、市との協定によりダイオキシン類の排出基準が法定基準の 1/10 としたため、当初計画のストーカ炉を溶融付きのロータリーキルン炉への変更し、これらの手続き、設計の変更に時間を要した例、自治体担当者から埋立処分量減少や処理費用の単価低下のため経営シミュレーション変更の指摘を受けた例がある。その他の例としては、専門委員会へ向けて、事前に意見を反映させる打ち合わせを行ったことや、森林法、農地法や条例等の関係法令への対応となっている。

2)アセス（表 5）

本来は生活環境アセスが適用されるが、条例アセスの適用となり地形、地質、景観、生態系等と調査項目が多いことに加え、方法書、準備書、評価書等の手続きに長期間を要した例が複数ある。その他には、生活環境影響調査の調査項目 6 つに動植物や温室効果ガスに関する調査を加えたこと、調査の前に行われる担当者との協議が長期化の理由となっている。

3)その他の手続き（表 6）

事前協議書や事業計画書の手続きで、担当者との協議、そして専門委員会への細かな指示事項や書類の準備に時間を要している。具体的には、1 年以上の地下水の流向調査結果、廃棄物埋立管理計画、過去 10 年分の水質検査をふまえた上でのモニタリング計画等の提出が求められた。住民説明会、同意取得、協定の締結に関して、対象地域が多いこと、説明を繰り返して慎重に交渉を進めたことが長期間を要した理由として挙げられた。

4. 結論

2 では、マニフェスト分類された廃棄物のうち、汚泥、廃プラスチック類、廃油、等 18 種類の廃棄物が、最終的には一定の発熱量となるように混合され、焼却されていた。マニフェストは確実に処分されたことを確認するためには必要だが、処理を考えると処理側は発熱量、pH、性状（液体、固体、泥状等）、有機系、無機系等、廃棄物の特性に応じた受入基準を示すことの方が現実的である。

事前手続きについては、各自治体により規定が異なるが、法的手手続きの前に本当に必要かどうかを、見直すべきである。単に長期化するだけで処理を遅らせるることは処理業者、廃棄物処理行政双方にとって利益はない。処理の不適正さは、建設段階よりも、処理を開始してから起こることが多く、運転開始後のモニタリング、報告、監視を徹底することが重要である。なお本研究の報告書は、研究室ホームページ (<http://labs.eng.hokudai.ac.jp/lab/waste/>) 中、研究実績→報告書に掲載している。

参考文献

- 産業廃棄物処理業経営塾 OB 会：http://www.sanpaint.net.or.jp/service/service08_6.html

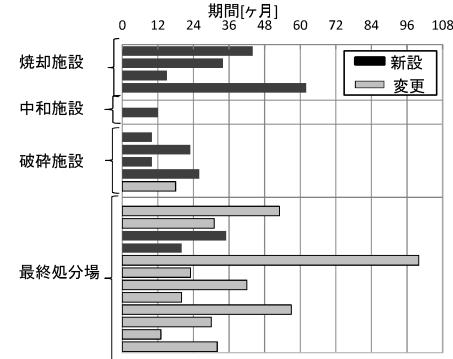


表 4 事前相談の長期化理由

理由	内容	施設種類	期間 [ヶ月]
計画見直し	市との協定により、ダイオキシン類の排出基準が厳しくなり、機種選定からやり直した。	焼却(新設)	29
	経営シミュレーションの変更を行った。	処分場(変更)	18
専門委員会との協議	メーカー同席の上で、専門委員会との協議を行った。	焼却(新設)	18
関連法令への対応	森林法、農地法等の関係法令の手続きのため。	処分場(新設) 処分場(変更)	12 18

表 5 アセスの長期化理由

理由	内容	施設種類	期間 [ヶ月]
条例アセスの適用	各自治体が定める条例による環境アセスメントの対象となった。	処分場(変更) 焼却(新設)	27 51
	動植物、温室効果ガスの調査も行った。	処分場(新設) 処分場(変更) 焼却(新設)	15 17 16
担当者との協議	調査前に行われる自治体担当者との協議のため。	処分場(新設) 破碎(新設)	15 23

表 6 その他の手続きの長期化理由

手続き内容	長期化理由	施設種類	期間 [ヶ月]
事前協議書手続き	新しい担当者への再度の説明や、専門委員会のための書類準備のため。	処分場(変更)	19
	県の技術審査会からの指摘事項への対応のため。	処分場(変更)	25
事業計画書手続き	自治体担当者との協議を繰り返したため。	処分場(変更)	18
住民説明会	対象地域が多いため。	処分場(変更)	11
同意取得、協定の締結	何度も説明を繰り返し、慎重に行った。	処分場(変更)	17